

2014年12月1日

## 商品類型 No.120「紙製の印刷物 Version2.6」認定基準の改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

現行基準においては、使用する用紙に関して、原則、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙」を満たす用紙を使用することとし、本文以外の用紙については、古紙パルプ配合率の基準配合率を満たせない用紙が使用されることを想定し、選択肢の形式にて、印刷物全体の古紙パルプ配合率 70%以上および塗工量 17g/m<sup>2</sup>以下の認定基準を設定していた。しかし、本商品類型制定後に、見直し・制定したエコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」では、総合評価方式（古紙パルプ配合率最低 60%以上、塗工量非加算の場合あり）を採用しており、必ずしも印刷物全体の古紙パルプ配合率 70%以上および塗工量 17g/m<sup>2</sup>以下の認定基準に適合しない状況となっている。また、グリーン購入法の「印刷（役務）」の判断基準においても、表紙を除く用紙は、グリーン購入法の「印刷用紙」の判断基準を満たすことを要件としている。今回、関係する商品類型間およびグリーン購入法との整合を図るため、基準の改定を行う。

### 2. 改定の概要

関係する商品類型間およびグリーン購入法との整合を図る基準を変更する。

### 3. 改定箇所（\*下線部を追加、見え消し部を削除）

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 印刷物に使用される用紙 (本文、口絵、付録など) は、~~次の a. または b. のいずれかを満たすこと。~~エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目 (1)(3)(4)(5)(6) を満たしていること。ただし、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙」が改定となった場合、エコマーク認定紙については、当該用紙が認定を受けている基準の有効期限まで本項目に適合するものとして扱う。なお、冊子形状の印刷物の表紙は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目 (3)(4)(5)(6) を満たしていること。

また、別表 2 に示す加工紙に該当しないこと。なお、ファンシーペーパー、抄色紙を使用する場合は、古紙リサイクル対応協議会の印刷物資材「古紙リサイクル適性

ランクリスト」規格の別紙「ファンシーペーパー・抄色紙の判定基準」（別表 6）の A ランクに適合すること。

- a. ~~使用される全ての用紙（表紙、口絵、本文、付録など）が、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目(1)(3)(4)(5)(6)を満たしていること。ただし、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙」が改定となった場合、エコマーク認定紙については、当該用紙が認定を受けている基準の有効期限まで本項目に適合するものとして扱う。~~
- b. ~~本文に使用される用紙が、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目(1)(3)(4)(5)(6)を満たし、本文以外に使用される用紙が、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目(4)(5)(6)を満たすこと。なおかつ、印刷物に使用される全ての用紙重量を合計した結果、製品中における古紙パルプ配合率が総重量の 70%以上、塗工量の平均が 17g/m<sup>2</sup>以下（片面）であること。~~

**【証明方法】**

用紙についての証明は、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の「認定基準への適合の証明方法」にしたがうこと。ただし、エコマーク認定の印刷用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。なお、別表 2 に該当する加工紙の使用のないことを付属証明書に記載すること。

~~b.の古紙パルプ配合率については、表紙、口絵、本文、付録の総重量における使用した古紙パルプの総重量を算出すること。また、平均塗工量については、表紙・口絵、本文、付録の総面積と使用した塗工量から、m<sup>2</sup>当たりの塗工量を算出すること。算出にあたっては付属証明書を用い、その結果を提出すること。発行号により、頁数が変動する場合は、古紙パルプ配合率が最も低い発行号と、平均塗工量が最も高い発行号におけるそれぞれの計算値を示すこと。~~

ファンシーペーパー、抄色紙を使用する場合は、古紙リサイクル対応協議会の印刷物資材「古紙リサイクル適性ランクリスト」規格の別紙「ファンシーペーパー・抄色紙の判定基準」の A ランクに適合することを示した、第三者機関、もしくは製紙事業者などによる試験結果もしくは証明書を提出すること。

**4. 改定日： 2014年12月1日**

以上